

医療・保健対策

国

- (1) マスク・消毒液等の確保
 - ・1世帯2枚の布マスク配布
 - ・介護施設，障害者施設，学校等へ布マスク配布

旭川市

- (1) マスク・消毒液等の確保
 - ・妊婦に対し布マスクを配布（毎月2枚）
 - ・（学校）消毒用アルコール，校内消毒用の衛生用品の購入
【補正額】 6百万円（一般 4百万円）
- (2) 医療提供体制，検査体制の整備
 - ・感染症患者等の入院病床確保
 - ・移動困難患者の搬送手段の確保
 - ・患者搬送時の防護服等の購入
 - ・医療費等の公費負担
 - ・特定医療機関への検査委託
 - ・検査試薬の購入
【補正額】 49百万円（一般 24百万円）
- (3) 関連する課題への対応
 - ・学校給食休止に伴う食材費の補填，違約金等の支出
【補正額】 18百万円（一般 4百万円）

補正額 73百万円（一般 32百万円）

<既往予算での対応>

- 市民への情報提供と意識啓発
 - ・手洗いと咳エチケットの徹底
 - ・情報発信の強化（SNSの活用等）
 - ・3密を避けた行動依頼
- 窓口，公共施設での感染拡大防止
 - ・マスク，消毒，換気
- 酸性電解水（次亜塩素酸水）の配布
 - ・4/22（水）～5月末
 - 市内福祉施設・子育て施設への配布
- 旭川空港におけるサーモグラフィーの設置
 - ・4/21（火）～5/6（水）初便から最終便まで
- 学校の臨時休業への対応
 - ・学校施設，放課後児童クラブ等での受入れ
- 帰国者・接触者相談センターの設置
 - ・24時間体制による相談の受付

経済対策【生活者】

国

- (1) 地方税の徴収猶予制度に伴う地方財政措置
 - ・減収分の補填（地方債措置，自治体に交付金で補填）
- (2) 国保料等の減免に対する地方財政措置
 - ・減収額の補填（自治体に国費で補填）

旭川市

- (1) 特別定額給付金の支給 **全額国費**
 - ・1人10万円の支給
【補正額】 336億42百万円（一般 0百万円）
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金 **全額国費**
 - ・児童手当の上乗せ支給 1万円/人
【補正額】 4億28百万円（一般 0百万円）
- (3) （国保）傷病手当金の支給 **全額国費**
 - ・被保険者のうち，感染症患者等で給与が支払われない者に支給
【補正額】 7百万円（一般 0百万円）

補正額 340億77百万円（一般 0百万円）

<既往予算での対応>

- 生活つなぎ資金（無利子）
 - ・当面の生活費として1世帯7万円以内
- 就学援助
 - ・失職や収入減少した世帯で認定基準を満たした世帯
- 母子福祉資金等貸付金（生活資金）
 - ・給与等の減収分を貸付（無利子）
 - 最大10万5千円，6ヶ月
 - ・償還金の支払い猶予（最大6ヶ月）
- 住居確保給付金
 - ・離職，廃業から2年以内
 - 今回，給与等が減少した場合も対象
- 市税，国保料，水道料金等の納付相談，徴収猶予
- 国保料，介護保険料（R2）の減免（国による補填）

経済対策【事業者】

国

- (1) 持続化給付金の創設
 - ・売上前年同月比▲50%以上減少
 - 中小企業：上限200万円 個人事業主：上限100万円
- (2) 雇用調整助成金の特例措置の拡大
 - ・国の助成率 例）中小企業で解雇等なし 4/5 → 9/10
- (3) 資金繰り対策（制度融資における保証料・利子減免等）
 - ・売上高前年比▲5%以上 保証料1/2等
- (4) 固定資産税等（R3以降）の軽減に伴う地方財政措置
 - ・減収額の補填（自治体に国費で補填）

北海道

- (1) 休業支援金の支給
 - ・法人30万円，個人事業者20万円
 - ・飲食店（19時以降のアルコール提供自粛）10万円

旭川市

- (1) 休業要請等に伴う緊急支援金
 - ・北海道の休業要請等に協力する事業者への上乗せ支援
 - ・公共交通事業者，ホテル旅館業事業者への独自支援
【補正額】 2億70百万円（一般 2億70百万円）
- (2) 雇用調整助成金（企業負担分）の独自助成
 - ・企業負担分の1/10（上限）の額を市で助成
【補正額】 23百万円（一般 23百万円）
- (3) 資金繰りへの支援（市独自の制度融資拡充）
 - ・売上高等が減少した事業者に対する制度拡充
 - 前年比▲5%以上～▲15%未満
 - 実質保証料ゼロ + 実質金利ゼロ（3年）
【補正額】 2億64百万円（一般 11百万円）
- (4) テレワーク奨励金
 - ・テレワークを導入する企業に対して20万円を支給
【補正額】 2百万円（一般 2百万円）
- (5) 飲食店等への緊急支援
 - ・テイクアウトメニューの掘り起こしや情報発信
【補正額】 16百万円（一般 16百万円）
- (6) 経営相談窓口の設置・経営支援
 - ・市，一般財団法人産業創造プラザによる経営相談支援
【補正額】 9百万円（一般 9百万円）

補正額 5億84百万円（一般 3億31百万円）

<既往予算での対応>

- 事業者向け特別金融相談窓口の開設
- 市税，水道料金等の納付相談，徴収猶予
- 固定資産税（R3）の軽減（国による補填）